

## 愛媛県議会基本条例改正検討協議会運営要綱

### (設置)

第1条 愛媛県議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）の改正に関する次に掲げる事務を行うため、愛媛県議会基本条例改正検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 議会基本条例の改正について調査検討すること。

(2) 議会基本条例の改正案を作成すること。

2 協議会は、議会基本条例の改正に関する検討を行う都度設置し、設置期間は、検討の開始から当該改正に関する事務が完了するまでとする。

### (構成員)

第2条 協議会は、議長が選任した議員をもって構成する。

2 協議会に座長を置き、議長が指名する構成員をもって充てる。

3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

### (運営)

第3条 協議会は、座長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 座長は、協議会に必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 協議会の決定事項については、その都度議長に報告するものとする。

### (雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。